

いわゆる共謀罪の創設を含む改正組織的犯罪処罰法の 成立に関する会長声明

いわゆる共謀罪の創設を含む組織的犯罪処罰法改正案（以下、「本法案」という。）が、平成29年6月15日、参議院本会議において採決され、成立した。

当会は、本法案が、刑法の基本原則である罪刑法定主義に違反し、国民の思想信条の自由を侵害するおそれがあることを指摘し、本法案の成立に一貫して反対してきた。

当会は、本法案の審議が衆議院で始まったことを受けて、平成29年4月28日、本法案に反対する会長声明を出し、参議院での審議が始まった同年6月5日にも本法案に反対する会長声明を出し、同月10日には、当会弁護士会館において共謀罪創設に反対する市民集会を行うなどして、国会における本法案の審議を注視してきた。

しかし、本国会における審議においても、①一般市民及び市民団体が「組織的犯罪集団」と認定されてしまうおそれがあるが、その認定基準が不明確であること、②「準備行為」が具体的にいかなる行為であるか不明確であることが明らかになっただけでなく、メールやLINE等を対象とする通信傍受の拡大による監視社会を招来しかねないなどの様々な懸念は全く払拭されないままである。

さらに、政府は、本法案の必要性について、テロの予防や国際条約批准のために必要であると説明しているが、本法案が対象犯罪として定める277もの犯罪は、必ずしもテロの予防との関連性がないうえ、国際条約批准のためには必ずしも本法案を制定する必要性もない。

報道機関による世論調査の結果をみても、国民の多くが、政府による本法案の説明が不十分であり、審議不十分であると感じている。

にもかかわらず、政府は、参議院法務委員会での採決を省略して、参議院本会議に同法務委員会の中間報告をしたのみで、参議院本会議で採決を行ったのであり、本法案がかかる異例の経路を経て成立したことは極めて遺憾である。

当会は、今般成立した組織的犯罪処罰法が、恣意的に運用されることがないように注視し、今後、成立した本法の廃止に向けて取組を続けることを決意する。

2017年（平成29年）6月23日

佐賀県弁護士会

会長 稲津 高大